

容器包装リサイクル法改正の概要

容器包装廃棄物の
排出抑制の促進
(レジ袋対策等)

消費者の意識向上・事業者との連携の促進

環境大臣が「容器包装廃棄物排出抑制推進員」を委嘱。推進員は、排出の状況や排出抑制の取組の調査、消費者への指導・助言等を行う。 H19. 4. 1施行

事業者に対する排出抑制を促進するための措置の導入

小売業等について、「事業者の判断の基準となるべき事項」を主務大臣が定めるとともに、一定量以上の容器包装を利用する事業者に対し、取組状況の報告を義務付け、取組が著しく不十分な場合は勧告・公表・命令を行う措置を導入する。 H19. 4. 1施行

質の高い分別収集・
再商品化の推進

事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設

事業者が、再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定される額の資金を市町村に拠出する仕組みを創設する。 H20. 4. 1施行

事業者間の
公平性の確保

再商品化の義務を果たさない事業者に対する罰則の強化

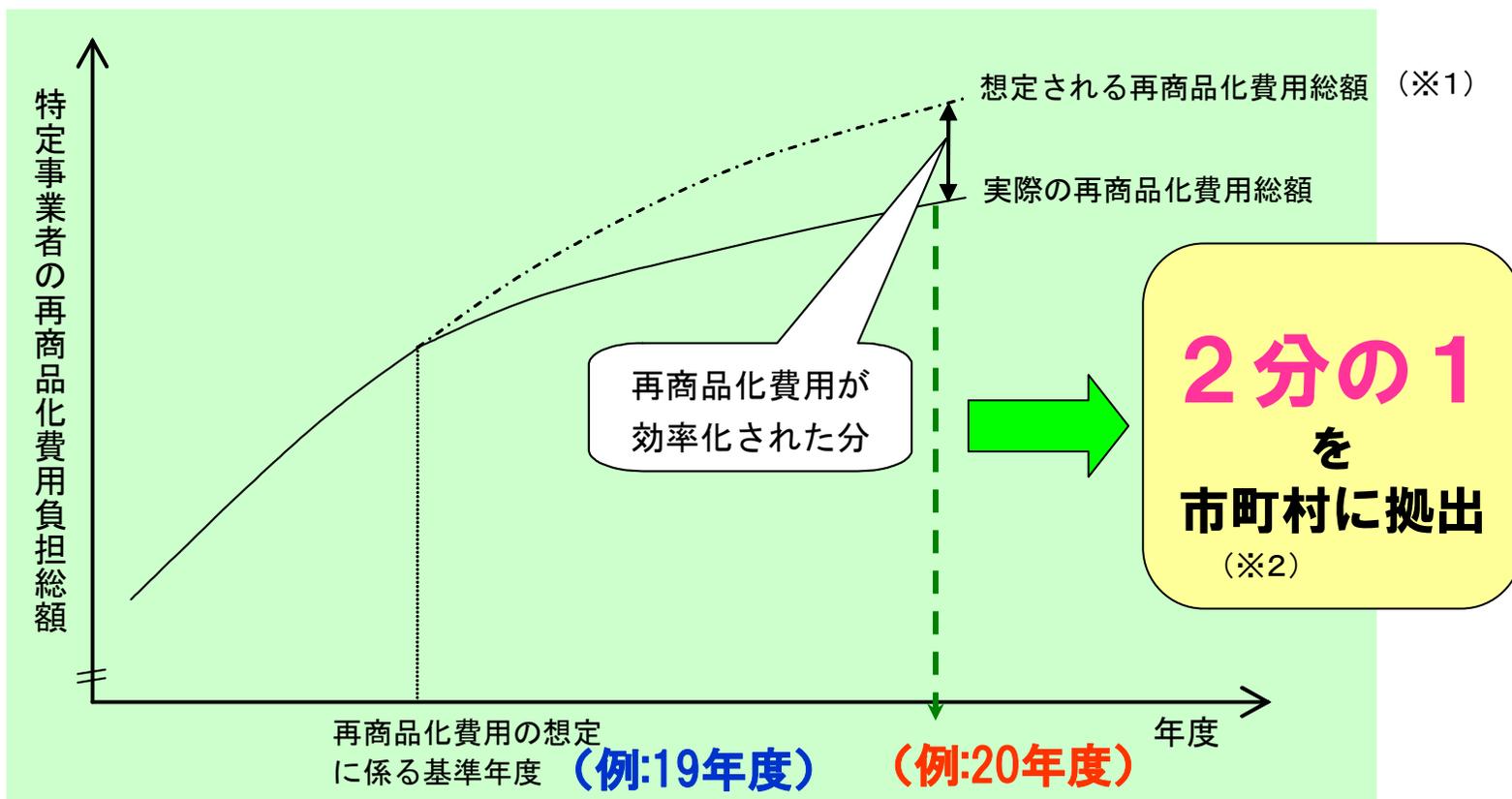
再商品化の義務を果たさない事業者（いわゆる「ただ乗り事業者」）に対する罰則を強化する。 H18. 12. 1施行

容器包装廃棄物の
円滑な再商品化

円滑な再商品化に向けた国の方針の明確化

廃ペットボトルの国外への流出等にかんがみ、「再商品化のための円滑な引渡し等に係る事項」を基本方針に定める事項に追加して国の方針を明らかにする。 H18. 12. 1施行

事業者が市町村に資金を拠出する仕組み（イメージ図）



※1 想定される再商品化費用総額

= 想定量(市町村引渡申込量) × 想定単価(過去3カ年の再商品化単価の平均)

※2 各市町村への拠出額 = 再商品化効率化分の2分の1 × 各市町村の寄与度(※)

(※ 分別収集の質的向上に係る寄与度 + 再商品化費用の低減に係る寄与度)

地域の容器包装廃棄物3R推進モデル事業

目的

容器包装廃棄物の3Rに関する地域の各種主体の連携によるトップランナー的な取組について、その効果を検証し発信することで、全国的な取組を推進する。

18年度実施モデル事業

①モデル市町村のリターナブルびん分別収集効果・効率化検証事業（大和市、目黒区、那覇市、京都市）

②早稲田大学キャンパスとその周辺地域における3R推進コミュニティモデル事業（東京都新宿区）

③杉並区レジ袋削減3R推進モデル事業（東京都杉並区）

④リターナブルびん利用促進モデル事業（茅ヶ崎市）

⑤きめ細やかな分別収集に係るモデル事業（京都市）

⑥池田市レジ袋削減自主協定等モデル事業（池田市）

⑦容器包装廃棄物の排出抑制を目指す簡易包装普及推進社会実験モデル事業（神戸市）

容器包装3R推進環境大臣賞

目的

「改正容器包装リサイクル法」の成立を踏まえ、事業者、NPO、市民団体及び地方公共団体などが取り組む、容器包装廃棄物の3Rの推進に資する活動の奨励・普及を図る

概要

製品部門、小売店部門、地域の連携協働部門の3部門ごとに、最優秀賞、優秀賞、奨励賞を表彰。最優秀賞の受賞者のみ指定ロゴを使用することが可能。



トップランナー事業者との自主協定の締結

目的

自主的に先進的な取組を進めていこうとしている事業者(トップランナー事業者)の取組について環境省が積極的に紹介すること等により、当該事業者の取組を促進するとともに、事業者全体を牽引していこうとするもの。

概要

昨年9月12日に(株)ローソン及び(株)モスフードサービスと、さらに本年4月16日にイオン(株)との間で、容器包装廃棄物の3R推進に向けた協定を締結。事業者の店舗では協定の証となるステッカー(ECO FIRST)を掲示。



「3R推進マイスター」の委嘱制度

目的

「改正容器包装リサイクル法」において、容器包装廃棄物の3Rを広く推進するため、環境大臣が「容器包装廃棄物排出抑制推進員」(3R推進マイスター)を委嘱する制度を創設

概要

オピニオンリーダーとして全国規模で活躍されている方や有識者など17名を、「3R推進マイスター」として委嘱(5月30日)

今後、地域における普及活動を行っている方を含め、順次委嘱する予定



中央環境審議会・産業構造審議会 合同会合 プラスチック製容器包装の再商品化手法検討会 報告書のポイント

1. 現状と課題

プラスチック製容器包装の再商品化（※）は、プラスチック製品の原材料等へのリサイクルを推進するため、事業者選定の入札において、材料リサイクル手法（プラスチック原材料等に再商品化）を優先的に取り扱う運用を実施。

しかし、高品質のプラスチック製品への用途拡大は大きく進展していない。

※ 再商品化手法としては、材料リサイクルとケミカルリサイクル（油化、高炉還元剤化、ガス化、コークス炉化学原料化）がある。

2. 対応の方向性

(1) 材料リサイクル優先の継続

入札に当たっては、可能な限りプラスチック製品の原材料を代替するような資源性の高い再商品化製品が得られるよう、再商品化製品が一定の品質基準を満たす場合に限り、引き続き、材料リサイクル手法を優先的に取り扱う。（平成20年度から）

(2) 地域の連携協働モデル事業の実施

質の高い分別収集、効率的な再商品化を推進するため、地域の特定事業者（容器包装の製造・利用）・消費者（分別排出）・地方自治体（分別収集）・再商品化事業者（リサイクル）が相互理解を深めることをねらいとして、地域における連携協働モデル事業を実施する。（平成20年度から）

(3) 関係主体による取組の一層の進展

特定事業者・消費者・市町村・再商品化事業者・国といった各関係主体における取組を一層進展することにより、効率的かつ質の高い再商品化を実施する。